

「資本関係」・「人的関係」の詳細について

会津若松市 契約検査課 (H 27. 5)

資本関係 1 : 会社法上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士

資本関係 2 : 会社法上の「親会社」が同じ「子会社」同士

人的関係 : 一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼ねている場合

親会社とは

⇒ 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第2条第4号)

※ 法務省令=会社法施行規則第3条

子会社とは

⇒ 会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会社法第2条第3号)

※ 法務省令=会社法施行規則第3条

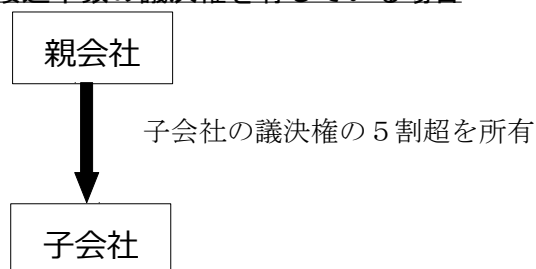
役員とは

- ・ 代表取締役
- ・ 取締役(非常勤取締役を含む。社外取締役を除く。)
- ・ 会社更生法または民事再生法の規定により選任された管財人
- ・ 委員会設置会社における執行役または代表取締役。

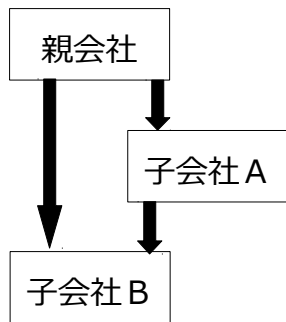
※ 監査役及び執行役員は除く。

「親会社」「子会社」の凡例

1. 直接過半数の議決権を有している場合

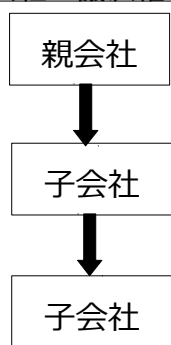


2. 親会社と子会社を合わせて議決権の過半数を有している場合

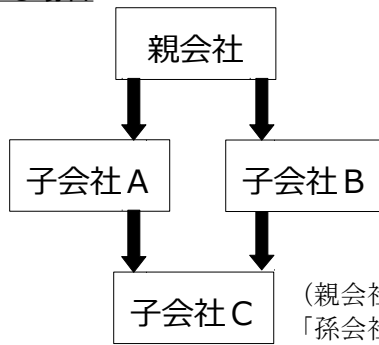


※「親会社、A及びB」の3社は同一入札への参加制限を受けます。

3. 子会社が議決権の過半数を有している場合



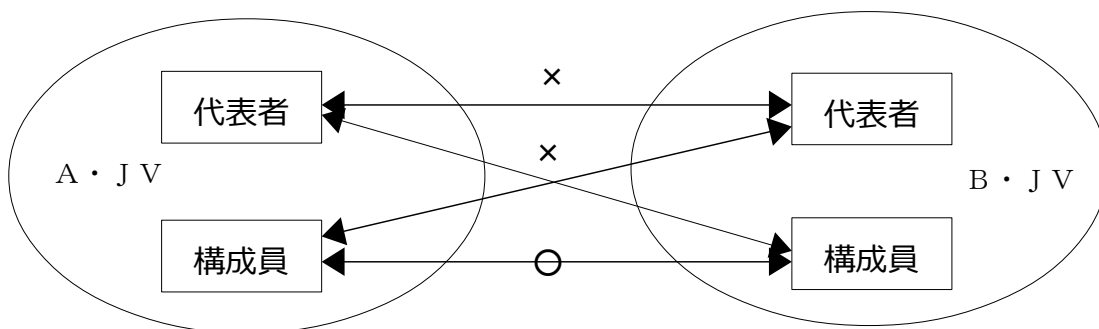
(親会社から見た「孫会社」)



(親会社から見た「孫会社」)

※子会社Aと子会社Bとが、合算すると子会社Cの議決権の過半数を有している場合、「親会社、A、B及びC」の4社は互いに同一入札への参加制限を受けます。

4. 特定建設工事共同体企業（JV）の場合の考え方



○：制限しない ×：制限する

【参考・会社法施行規則第3条】

(子会社及び親会社)

第3条 法第2条第3号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第2条第4号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前2項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

- 一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が100の50を超えている場

- 合
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
 - ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
 - ハ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
 - ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が100分の40以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が100分の50を超えていること。
 - (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
 - ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が100分の50を超えていること。
 - (1) 自己の役員
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
 - ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が100分の50を超えていること。
 - ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が100分の50を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前2号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 4 法第135条第1項の親会社についての第2項の規定の適用については、同条第1項の子会社を第2項の法第2条第4号に規定する株式会社とみなす。